

悪質商法

が狙っている!

だまされないうための心得5か条

1 はっきり断る

2 うまい話はまず疑う

3 気軽に財産の内容を教えない

4 署名、押印はうかつにしない

5 迷ったらひとりで悩まず、まず相談

長野消費生活センター Tel026-223-6777 FAX: 026-223-6771

松本消費生活センター Tel0263-40-3660 FAX: 0263-40-3701

飯田消費生活センター Tel0265-24-8058 FAX: 0265-21-1703

上田消費生活センター Tel0268-27-8517 FAX: 0268-25-0998

美容で

困ったことがありました…

困ったときの
出張消費生活相談所

返金してほしい…



これって悪質じゃない？



クーリング・オフできるの？



だまされんゾウ! 5つのアドバイス

- ①よく考える**
広告や体験談をうのみにしない。
- ②納得した上で契約**
複数のクリニックを比較・検討し、保険適用の有無など契約・施術の前に十分に説明を受けよう。
- ③解約・返金は大変**
いったん契約すると解約・返金が難しいことを知っておく。
- ④早めの相談**
エステ契約はクーリング・オフや中途解約ができる場合があるので、トラブルなどが生じた場合は早めに消費生活センターに相談する。
- ⑤医師や美容師の資格が必要な施術がある**
レーザー脱毛、アートメイク、まつ毛エクステーション、ピーリングなど医師や美容師の資格を持っていないとできない施術があります。

いろいろな悪質商法が

あなたを狙っています

困ったときは消費生活センターに相談してみよう

- 長野消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
- 松本消費生活センター ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
- 飯田消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
- 上田消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998



長野県からののお知らせです。

消費生活情報はインターネットでもご覧いただけます。 <http://www.nagano-shohi.net/>

これって マルチ商法?

※マルチ商法(連鎖販売取引)とは友人や知人、家族などを介して商品販売などの販売組織に加入し、入会者を増やせば利益が得られるという仕組みの取引です。身近な人からの勧誘のため断りにくい、きちんと説明を受けないまま契約をしてしまうなどの問題があります。ネットワークビジネスとも呼ばれています。

困ったときの 出張消費生活相談所

クーリング・オフは可能?



返品できないの?!



仮登録しちゃったケド...



だまされんゾウ! 4つのアドバイス

- 1 組織に加入しても全員が収益を得ることは計算上ありえません。
- 2 組織に加入し販売活動をする事業者としての責任が発生します。事業者としてのクーリング・オフ期間は20日間です。
- 3 マルチ商法の会員はいつでも解約して退会できます。また、一定の条件のもと、解約料を支払うことで商品を引き取ってもらうことができます。

いろいろな 悪質商法が

あなたを狙っています

困ったときは消費生活センターに相談してみよう

長野消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771

松本消費生活センター ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701

飯田消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703

上田消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998



長野県からのお知らせです。

消費生活情報はインターネットでもご覧いただけます。

<http://www.nagano-shohi.net/>

インターネットショッピング・インターネットオークションでこんなことありました…

困ったときの
出張消費生活相談所

オークションの落とし穴



海外のインターネットショッピング



画面と違う!



これってどうすればいいの?!

だまされんゾウ! アドバイス!!

いろいろな
悪質商法
が

あなたを狙っています

困ったときは消費生活センターに相談してみよう

- 長野消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
- 松本消費生活センター ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
- 飯田消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
- 上田消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998



長野県からのお知らせです。

消費生活情報はインターネットでもご覧いただけます。 <http://www.nagano-shohi.net/>

キャッチセールス・ ポイントカードセールスで こんなことありました…

困ったときの
出張消費生活相談所

値引きの罠?

宝石展示場の悲劇

待ち合わせに怖い男性…



**だまされんゾウ！
アドバイス!!**

- 知らない人からの誘いには応じず、
出掛けない又はついていけないことが重要です。
- もし、購入してしまった場合は、
クーリング・オフ期間中の場合
 - ・特定商取引に関する法律で定められた書面(売買契約書等)を
受け取った日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。
 - ・クーリング・オフの手続きは必ず書面(はがきなど)で販売会社
に通知(郵送)します。クレジット契約をした場合は、クレジット
会社にも通知(郵送)します。
 - ・郵送は、ポストに入れず、発信した証拠が残るように郵便局から
特定記録郵便で出しましょう。なお、郵便を出す前には必ずコピー
を取り、保管しておきましょう。(5年間)
- クーリング・オフ期間が過ぎている場合**
 - ・契約の解除や取消し、無効を主張できる場合がありますので、
契約時に受け取った書類や契約時の状況をメモにまとめ、お近
くの消費生活センターにご相談ください。

**いろいろな
悪質商法
が
あなたを狙っています**

困ったときは消費生活センターに
相談してみよう

- 長野消費生活センター ☎026-223-6777
FAX:026-223-6771
- 松本消費生活センター ☎0263-40-3660
FAX:0263-40-3701
- 飯田消費生活センター ☎0265-24-8058
FAX:0265-21-1703
- 上田消費生活センター ☎0268-27-8517
FAX:0268-25-0998



長野県からののお知らせです。

消費生活情報はインターネットでもご覧いただけます。 <http://www.nagano-shohi.net/>

架空請求・不当請求

こんなことありました…

困ったときの
出張消費生活相談所

レター フロム 弁護士?!



サイトの未納料金?



パソコン起動のたびに…



これってどうすればいいの?!

だまされんゾウ! アドバイス!!

- 一般的にインターネットを利用して契約する場合には、次のようなシステムでない限り契約が無効になります。契約が無効であれば支払いの義務も生じません。
 - 申込画面に「有料」であることがわかりやすく表示されている。
 - 申込ボタンを押すと「申込内容が確認できる画面」が表示される。
 - 申込内容を確認した上で間違いに気付いたら「訂正」ができる。
- 登録画面が繰り返し表示される場合は、パソコンメーカーのサポートセンターに問い合わせるか、独立行政法人情報処理推進機構のホームページ (<http://www.ipa.go.jp/security/topics/alert20080909.html>) を参照してください。
- 身に覚えがないからと相手方に電話やメールをしてしまうと個人情報を知られるおそれがあり、脅されて支払ってしまうなど被害が拡大することも予想されますので、連絡はせずに無視しましょう。
- 裁判所や弁護士事務所から封書が届いた場合は、あわてずに封書に書かれている裁判所や弁護士事務所の住所や電話番号が正しいものか、自分でインターネットや電話番号案内などで確認し、正しい場合は連絡をするようにしましょう。

いろいろな
悪質商法
が

あなたを狙っています

困ったときは消費生活センターに相談してみよう

- 長野消費生活センター ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771
- 松本消費生活センター ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701
- 飯田消費生活センター ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703
- 上田消費生活センター ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998



長野県からののお知らせです。

消費生活情報はインターネットでもご覧いただけます。 <http://www.nagano-shohi.net/>

契約してしまったが解約したい・・・。そんな時は消費者の強い味方

「クーリング・オフ」制度 を利用しましょう。

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

○クーリング・オフの効果

- ①支払った代金は全額返金され、違約金等も請求されません。
- ②商品等の引き取りにかかる費用は販売会社の負担になります。

やっぱり高いなあ
解約できないかな？



○クーリング・オフができる期間

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠（SF）商法含む）	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供（エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス）	
訪問購入（買取り）	
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）	

- (注) 1 期間は契約書面を受け取った日を含めて計算します。
2 販売会社のウソや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合や契約書面を交付されていない場合は、期間を過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。

○クーリング・オフの方法

- ①ハガキに書いて両面をコピーし、控えとして大切に保管してください。
- ②ハガキは送ったことが証明できるように郵便局から「特定記録」で出しましょう。
- ③クレジット契約をした場合は、クレジット会社あてにも出しましょう。

○クーリング・オフができないもの

- ①自分から店舗に出向いたり、広告を見て自分から申し込む取引
- ②通信販売（インターネットショッピング、テレビショッピングなど）での取引
- ③総額が3千円未満の現金取引
- ④消耗品（健康食品、化粧品など）で使用した分
- ⑤訪問購入のうち、車、大型家電、書籍など

【ハガキの書き方例】

(表 面)

□□□□□□□□	
(販売会社)	(販売会社住所)
特定記録	代表者様

(裏 面)

契約解除（申込み撤回） 通知書	
契約（申込）日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
商品・役務名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇円
販売会社名	株式会社〇〇〇〇
上記契約を解除します。 すみやかに支払い済みの〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	
	平成〇〇年〇〇月〇〇日
(契約者住所)	
(契約者氏名)	